

請求人代表者

A 様

熊本市監査委員

堀 洋 一

坂 本 邦 彦

熊本市長に対する措置請求について(通知)

平成 24 年 3 月 13 日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受理

本件監査請求は所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 24 年 3 月 16 日にこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査委員の除斥について

議員から選任された税所史熙監査委員及び田尻清輝監査委員は、自己の一身上に関する事件又は自己の従事する業務に直接利害関係のある事件に当たるため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により本件監査から除斥した。

2 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

熊本市長は、熊本市議会の各議員（以下「各議員」という。）に対し、平成 22 年度に熊本市議会政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）を交付したが、交付を受けた議員の収支報告書や領収書を閲覧した結果、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）に定める用途基準に違反した不適正・不適切な使用の事例（以下「本件各支出」という。）が見られた。

熊本市長は、用途基準に違反して政務調査費を使用した各議員に対し、本件条例に基づき本件各支出相当額を熊本市に返還するよう求めるべきところ、返還を求めているので、適切な措置を講じるよう求める。

3 監査の対象事項と判断事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件各支出を監査の対象事項とし、次の 2 点について判断することにした。

- (1) 本件各支出に関し熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か。
- (2) 本件各支出が本件条例等で定める用途基準に合致しているか否か。

なお、措置請求書及び事実証明書並びに請求人の陳述内容から、本件各支出については次に示す表のように解した。

『本件各支出一覧表』

議員名	具体的な内容 * () は支出額、単位は円。
田中 敦朗 議員	ア - a コピー代 (700) - b マニフェスト研究会他会議会場費 4 回分 (4,000) - c 知覧特攻記念館・武家屋敷・鹿児島市視察 (18,000) - d コピーリース代 (6,300) - e 用紙代 (1,512)
村上 博 議員	イ - a 駐車料・郵送料・参加費等領収書紛失の 39 件 (81,699) - b ガソリン代 (197,673)
中松 健児 議員	ウ 宛名金額等不明な領収書 17 件分
下川 寛 議員	エ - a 環境書籍代 (36,800) - b スキャナ代 (21,800) - c メモリ・タッチペン代 (4,979) - d 宣伝グッズ見本購入費 (4,830) - e マニフェスト大賞受賞式出席費用及び レセプション参加費 (104,400)

藤山 英美 議員	オ	市政報告会会場費「ホテル夢しずく」(30,000) 市政報告会会場費「火の国ハイツ」(50,000)
日和田 よしこ 議員	カ	熊本むくげの会会費(20,000)
高島 和男 議員	キ	熊日情報文化懇話会会費(88,200)
田尻 善裕 議員	ク - a	マニフェスト大賞受賞式出席費用(45,000) 同 レセプション参加費(2,000)
	- b	まちなか WIFI 調査機器(58,800) WIMAX まちなか WIFI 実験調査機器(9,850) インターネット接続料 2 月分(10,514) 3 月分(8,960)
	- c	携帯電話料金(年額 466,427)
田中 敦朗 議員	ケ	マニフェスト「がまだす宣言」 策定支援に関する業務委託料 平成 22 年度支払分(各 34,806)
田中 誠一 議員		
重村 和征 議員		
大石 浩文 議員		
田尻 善裕 議員		
藤山 英美 議員		
下川 寛 議員		
田中 誠一 議員	コ	マニフェスト「がまだす宣言」 企画制作デザイン料(各 64,000)
重村 和征 議員		
大石 浩文 議員		
田尻 善裕 議員		
藤山 英美 議員		
下川 寛 議員		
(田中 敦朗 議員)		

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人に対し、平成 24 年 3 月 19 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

新たな証拠として、請求人が独自に作成した資料(平成 22 年度政務調査費関係書類及び領収書等)を閲覧してまとめたもの)が提出された。

5 監査の方法など

(1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 24 年 4 月 3 日に下記の職員から事情聴取を行った。

熊本市議会事務局長、同 次長、同 総務課長、同 議事課長、総務課職員、
議事課職員

(2) 関係人の調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、必要に応じて各議員に文書で照会するとともに、本件各支出のうち、くまもと未来会派のマニフェスト「がまだす宣言」の作成にかかる費用については、政務調査費から支出したのは会派所属議員全員ではないものの、同会派の調査研究活動の一環として作成が行われていることから、同会派の団長である下川寛議員に対し、平成 24 年 4 月 28 日に事情聴取を行った。

・文書による照会を行った議員（元議員を含む。）

田中敦朗議員、村上博議員、中松健児議員、下川寛議員、藤山英美議員、
日和田よしこ議員、高島和男議員、田尻善裕議員

・事情聴取を行った議員

下川寛議員

(3) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令並びに裁判例など参照した。

第 3 監査の結果

1 主文

(1) 「3 判断 (2)[3]ケ」で後記する、会派くまもと未来所属の田中敦朗議員、下川寛議員の平成 22 年度におけるマニフェスト策定支援に関する業務委託料各 34,806 円の内、18,789 円については、政務調査費の用途基準に合致しない支出と認められるから、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、熊本市長に対し、必要な措置を講じるよう別紙のとおり勧告する。

(2) その余の請求については、棄却する。

2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員からの事情聴取等から、次のとおりの事実が認められた。

(1) 政務調査費の制度の概要

政務調査費は、平成 12 年の地方自治法の一部改正によって法制化され、平成 13 年 4

月 1 日から施行された。普通地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、議会の役割がますます重要になってきていることから、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図る趣旨で制度化された(衆議院地方行政委員会・地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明から)。

地方自治法は政務調査費に関して「普通地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」「会派又は議員に対し」交付することができる、と規定していることから、政務調査費を交付するかどうかは各普通地方公共団体の判断に委ねられているといえる。そして、普通地方公共団体が政務調査費を交付しようとするときは、その交付先、額及び交付の方法などを条例で定めるよう規定している。

(2) 政務調査費に関する法令の定めについて

ア 政務調査費に関する地方自治法の規定

(ア) 第 100 条第 14 項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

(イ) 第 100 条第 15 項

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

イ 本件条例

熊本市では、地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定を受けて平成 13 年 3 月に熊本市議会政務調査費の交付に関する条例を制定、平成 16 年、平成 20 年の一部改正を経て本件条例に至っている。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 第 2 条(交付対象)

政務調査費は、熊本市議会の議員の職にある者に対して交付する。

(イ) 第 3 条(交付額及び交付の方法)

第 1 項 政務調査費は、各月 1 日(以下「基準日」という。)に在職する議員に対し、月額 20 万円を一会計年度の半期ごとに交付する。

(ウ) 第 5 条(使途基準)

議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならない。

(エ) 第 6 条(収支報告書等の提出)

第 1 項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成しなければならない。

第 2 項 収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

第4項 政務調査費の交付を受けた議員は、当該政務調査費に関する領収書等の証拠書類の写し(第9条において「領収書等」という。)を前2項の規定により提出する収支報告書と併せて提出しなければならない。

(オ) 第7条(収支報告書の写しの送付)

議長は、前条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(カ) 第8条(政務調査費の返還)

第1項 政務調査費の交付を受けた議員は、その年度において、交付を受けた政務調査費の総額から市政の調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

第2項 市長は、政務調査費の交付を受けた議員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、政務調査費の一部又は全部の返還を命じることができる。

(1) 第5条又は前項の規定に違反した場合

(2) 政務調査費について、虚偽その他不正行為があったと認められる場合

(キ) 第9条(収支報告書等の保存)

議長は、第6条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 第10条(委任)

この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長及び市長が別に定める。

ウ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

本件条例第10条の規定を受け、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(以下「本件規則」という。)が定められている。その主な内容は次のとおりである。

(ア) 第5条(使途基準)

条例第5条に規定する政務調査費の使途基準は、別表に定めるとおりとする。

別表(第5条関係)

科目	内容
調査研究費	議員又は会派が行う、市政の事務及び地方行財政に関する調査、研究及び意見交換等に要する経費
研修費	議員又は会派が研修会、講演会等を開催するため又は他の団体の開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費
資料作成費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

広報費	議員又は会派が、その調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告し、又は広報するために要する経費
広聴費	議員又は会派が市、議員及び会派の政策等に対する市民からの要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費
会議費	議員又は会派が行う調査研究に係る各種会議で、研修費の対象となる研修会、講演会等に該当するもの以外のものに要する経費
人件費	議員又は会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、維持管理等に要する経費
事務通信費	議員又は会派が行う調査研究活動のために必要な通信、連絡等の用に供する設備等に要する経費

(イ) 第 6 条(政務調査費の返還)

政務調査費の返還は、政務調査費返還届(様式第 5 号)により行うものとする。

エ 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程

本件条例第 10 条の規定を受け、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程(以下「本件規程」という。)が定められている。その主な内容は次のとおりであるが、本件規程第 3 条の別表は、別紙 1 のとおりである。

(ア) 第 2 条(支出の原則)

政務調査費は、次に掲げる事項を原則として支出されなければならない。

- (1) その目的に合致した経費に充てられること。
- (2) 金額等に妥当性が認められる経費に充てられること。
- (3) 適正な手続きが行われること。
- (4) 支出に関する書類が整備されていること。

(イ) 第 3 条(使途基準等)

第 1 項 熊本市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則別表に定める使途基準の細目等については、別表に定めるところによる。

第 2 項 政務調査費の交付を受けた議員の活動が、政務調査及びそれ以外の活動のいずれにも該当すると認められるときは、当該活動に要した経費について、別表に定める割合に基づき算定される額を政務調査に要した経費の額とみなす。

(ウ) 第 4 条(議長の調査)

議長は、政務調査費収支報告書及び領収書等の証拠書類の写し(以下これらを「収支報告書等」という。)が、条例第 6 条の規定により提出された場合において、必要があると認めるときは、当該収支報告書等に係る政務調査費の支出について調査することができるものとする。

(I) 第4条の2(熊本市議会政務調査費調査員)

第1項 議長は、前条に規定する調査に関し、学識経験を有する者のうちから熊本市議会政務調査費調査員(以下「調査員」という。)を指名し、専門的見地からの意見を聴くことができる。

第2項 議長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、調査員に対し、収支報告書等その他必要な書類について調査させることができる。

第3項 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

(オ) 第5条(支出伝票等の整理保管)

第1項 議員は、政務調査費の支出について支出伝票、出張記録書及び出納簿(以下これらを「支出伝票等」という。)を調製しなければならない。

第2項 議員は、領収書等の証拠書類及び支出伝票等を当該政務調査費に係る収支報告書等の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

第3項 議員は、政務調査費の支出についてやむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。

3 判断

(1) 「本件各支出に関して熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か」について

ア 収支報告書について

地方自治法では、政務調査費の用途の透明性を確保するため、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)」を議長に対して提出しなければならないとされている。

政務調査費の収入及び支出の報告を議長に対して提出することと規定した地方自治法の趣旨について最高裁は「この趣旨は、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、調査研究報告書の会派内部における活用と政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、調査研究報告書には会派及び議員の活動の根幹にかかわる調査研究の内容が記載されるものであることに照らし、議員の調査研究に対する執行機関からの干渉を防止するところにあるものと解される。」と判示している(平成17年11月10日)。

イ 政務調査費に関する議長の調査権限について

地方自治法及び本件条例、本件規則並びに本件規程(以下「本件条例等」という。)の規定によると、政務調査費の交付を受けた各議員は、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに当該政務調査費に関する領収書等の証拠書類の写しを収支報告書と併せて議長に提出しなければならないと定めている(本件条例第6条)。また、収支報告書等の提出を受けた議長は、必要があると認めるときは、当該収支報告書等に係る政務調査費の支出について調査することができるものとされている(本件規程第4条)。

地方自治法や本件条例等の規定からすると、議長は政務調査費に係る調査権限や審査権限を有しているものと解される。

ウ 政務調査費に関する市長の調査権限について

一方、熊本市長の政務調査費に係る調査権限を定める規定は、地方自治法及び本件条例等のいずれにも存在せず、本件条例の規定によって、議長から収支報告書が送付されるに過ぎない(本件条例第7条)。

しかし、法令等に直接的な規定がないからといって、公金たる政務調査費に関する調査権限や審査権限が全て議長や議会の自律にのみ委ねられていて、市長の当該調査権限や審査権限が除外されていると解することはできない。

地方自治法の収支報告書に係る規定に関する前記最高裁の判決は、会派ないし議員の調査研究活動そのものに対する執行機関の干渉を防止する趣旨であることを述べているに過ぎないのであって、市長が、公金たる政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し審査することに対し、議会や議員の自律性を侵害し、また干渉するものであると述べているわけではない。

そして、公金たる政務調査費を支出した市長は、予算の執行に関する長の調査権等を定めた地方自治法第221条第1項の規定の趣旨等から考察しても、当該政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し、審査する権限を当然に有するものと解することが相当である。

このことに関し、仙台高等裁判所は「・・・収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収書の整理保管が議員に義務付けられていることからすると・・・(中略)・・・支出したものが本件用途基準に照らして適正なものであるか否かについては、公金たる政務調査費を交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得ない。・・・(中略)・・・本件条例や本件規則には、市長の調査権限を定めた規定がないことは控訴人の主張するとおりであるが、公金を管理する者として、その公金が適正であったか否かを審査し得ることは当然である。

また、・・・(中略)・・・支出が適正であったか否かを調査することは議員や議会の自律性を侵害するものとはいえない。・・・(中略)・・・必要な支出をしたことを裏付ける資料がない支出がある以上、控訴人が不当利得返還請求をしないことは違法な懈怠にあたるというべきである。」(平成19年4月26日判決)と判示している。

エ 本件政務調査費に関する熊本市長の「怠る事実」について

以上のことからすると、公金たる政務調査費については「交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得ない」のであり、仮に、政務調査費が不適正に使用された事実が存在しているにもかかわらず、当該政務調査費を使用した者に対し「公金の管理」を行うべき熊本市長が相当額の返還の請求をしていないとすれば、当該返還請求権の不行使は、地方自治法第242条第1項で規定する「財産の管理を怠る事実」(最高裁、昭和62年2月20日判決を参照)に当たるもので、住民監査請求の対象になるといえる。

オ 結論

したがって、本件各支出のなかに、本件用途基準に合致しない不適正なものが認められるにもかかわらず、当該本件各支出に関して、熊本市長が相当額の返還の請求を行っていない事実が認められるとすれば、当該返還請求権の不行使は「財産の管理を怠る事実」に該当するものであると考える。

(2) 「本件各支出が本件条例等で定める用途基準に違反しているか否か」について

[1] 判断の基準について

政務調査費の制度は地方議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るものである。そして、地方議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権能があり、議員の調査研究活動もまた多岐にわたるものであるから、調査研究活動と市政との関連性、その目的や必要性、方法や態様等については基本的には議員の裁量に委ねられていると考えられる。

しかしながら、政務調査費が地方公共団体の公金から支出され、その財源が住民の経済的負担に依拠している以上、これを用いて議員が行う市政に関する調査研究活動は、市政と無関係に行われるものであってはならず、また、無制約に認められるものではない。

地方自治法の規定を受けて制定された本件条例第5条並びに本件条例第10条の委任を受けて制定された本件規則第5条並びに本件規程第3条には、政務調査費の用途基準(以下「本件用途基準」という。)が定められているが、政務調査費としての支出がその必要性、合理性を明らかに欠くような場合には、本件用途基準に適合しないものといえる。

以上のことに鑑みると、本件各支出が本件用途基準に合致するかどうかは、議員が行った調査研究の目的と市政の関連性、調査研究活動の内容と調査研究目的の関連性、支出額の相当性、調査研究結果の市政への影響等を総合的に勘案して考察することが相当であると考ええる。

[2] 領収書等の証拠書類について

今回の監査請求において、請求人から領収書等の証拠書類について多く主張がなされている。改めていうまでもなく領収書等は、支出を裏付ける重要な証拠書類であり、公金の支出の相手方から領収書等を徴することは最も基本的な会計上の行為であると同時に、議員が公金である政務調査費を適正に使用したことの説明責任を果たすうえで欠くことができないものである。

さて、本件規程では「やむを得ない理由により領収書を徴し得ない場合は、支払証明書をもってこれに代えることができる。」とされている。

したがって、本件各支出のうち、領収書の添付がないものについては「やむを得ない理由」の存否について検討し、社会通念上明らかに「やむを得ない理由」が存在しない、と認められる支出については、本件用途基準に合致しないものとする。

[3] 本件各支出の個別的な検討

ア 田中敦朗 議員

請求人は、コピー代、マニフェスト研究会他会議会場費 4 回分について、「紛失を理由に、添付することが義務付けられている領収書を支払証明書に代えているが、紛失はやむを得ない理由にはあたらないので返還を求め。」旨主張している。

a 「コピー代」は、調査研究活動のために必要な資料の作成経費として、平成 22 年 8 月 10 日に、700 円が資料作成費から支出されている。

このことについて、田中議員に文書で照会したところ、コピーしたものはマニフェスト研究会の資料であり、紛失した領収書の再発行はコンビニにおいて不可能であったとの回答がなされた。

「コピー代」の支出は、必要性や支出額の相当性からみて、領収書の紛失について「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

b 一方、「マニフェスト研究会他会議会場費」については、平成 23 年 3 月 31 日に、4,000 円が会議費から支出されている。回答書とともに、支払証明書に記載のあった支払先から、会議開催費（スペース使用料）4 回分として再発行された領収書の提出があった。また、4 回の会議開催費について、請求と支払は各日に行ったと回答されていることから、4 枚の領収書を紛失したものであったと推認された。

さて、会議費の用途基準によると、市政の調査研究に係る会議については、「調査研究に係る会議の実態があり、適切な場所で行われていること」「支出伝票等に会議の内容、参加者からの要望・意見等を記載すること」と定められている。しかし、同議員からの回答書においては会議開催日の明確な記載がなく、それぞれ 2 回開催したとされるマニフェスト研究会と投票率向上のための会議について、内容の記載が不十分で、市政の調査研究に係るものであるのか、客観的に関連性が直ちに認められるものではなかった。

さらに、会議が開催された会場はイベントカフェバーと称する店舗であることから、当該領収書の存在の有無にかかわらず、そのような場所での会議の開催は社会通念上ふさわしいものとは言い難い。

しかしながら、議会事務局から、平成 24 年 5 月 8 日に当該会場費相当額を同議員が熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出については、請求の理由がない。

c 知覧特攻記念館・武家屋敷・鹿児島市視察について、請求人は、「報告書の提出がなく、報告書も作成しないような旅行は政務調査として必要性が認められないので返還を求め。」旨主張している。

本件視察旅費は、平成 22 年 11 月 24 日に、18,000 円が調査研究費から支出されている。請求人が無いと主張していた出張記録書は、監査実施に当り議会事務局から借用した書類の中に、その存在を確認した。さらに、議会事務局職員の事

情聴取において、「そもそも出張記録書は収支報告書に添付のうえ、田中議員から議長に提出されていたが、請求人から開示請求を受けた際に手違いがあり、この出張記録書の写しを開示文書に加え損なったもので、事務局のミスである。」旨の回答がなされた。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、出張記録書は議会事務局へ提出済であると回答がなされた。

出張記録書には、「歴史を活かしたまちづくり・観光振興について視察。駅ビル施設とその効果・周辺の開発状況について視察。熊本駅と比較し、現在、開発中の東A地区建設の効果の検証を行う。」などと記載されており、市政との関連性や調査研究活動としての必要性が認められる。

以上のことから、報告書を作成しない旅行は必要性が認められないとする請求人の主張には理由が認められない。

なお、議会事務局においては、今後このように、文書等の開示を請求する市民の権利を損なうことのないよう特に配慮されるとともに、情報公開の重要性を再認識され、その責務を果たされるよう、この機会に強く要望するものである。

- d コピーリース代について、請求人は、「添付することが義務付けられている領収書を、発行がないことを理由に支払証明書に代えているが、他の証明方法があるから、やむを得ない理由にはあたらないので返還を求める。」旨主張している。

返還を求めているコピー機のリース代は、平成22年4月5日に、6,300円が事務通信費から支出されているものであるが、この月以外にも、調査研究活動のために必要な通信、連絡等に必要な設備に要する経費として、年間を通じて平成23年3月まで毎月6,300円が支払われている。領収書の添付はないものの、通帳の写し又は振込の「ご利用控」が添付されており、これにより平成22年10月と平成23年3月を除く10月の支出を確認した。

このことについて、田中議員に文書で照会したところ、平成22年10月と平成23年3月の支払を証明できるものはないが、リースは5年契約であり、現在も毎月支払っているということで、直近の支払の「お客様控」が提出され、これにより、同議員の主張の正当性が認められた。

また、リース代は通常、毎月定期的に生じる支出であり、当該2月の支出の存在とその必要性は容易に推認されることから、12月のうち2月の支出の証拠書類が無いことに関して、明らかに「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

- e 用紙代について、請求人は、「領収書が不鮮明で見えず、適正な支出とは確認ができないので返還を求める。」旨主張している。

用紙代の領収書の写しを見たところ、請求人の主張のとおり不鮮明であり、金額と日付の確認ができなかった。本件支出の支出伝票によれば、平成22年10月19日に、1,512円が事務所費から支出とされている。

このことについて、田中議員に領収書原本の提示を文書で求めたところ、領収書原本が添付された支出伝票の原本が提出された。領収証は感熱紙であり、日付は2010年10月、金額は薄い写りではあるが、報告されているとおり1,512円であると認められた。

正確な支出日は確認できなかったものの、事務所で使用する用紙代として、その必要性、額の相当性からみても、本件支出に関し、不適正な支出とまではいえず、請求人の主張には理由が認められない。

イ 村上 博 議員

- a 請求人は、「駐車料、郵送料、参加費等39件において、添付することが義務付けられている領収書を、紛失を理由に支払証明書に代えているが、紛失はやむを得ない理由とはいえないので返還を求める。」旨主張している。

本件支出39件の内訳は下記のとおりである。

郵送料・切手代・ハガキ代	14件	35,295円
駐車料	7件	5,900円
研修会等参加費	5件	12,400円
資料代	3件	3,379円
乗車券代	2件	3,100円
航空券払戻手数料	1件	1,680円
タクシー代	1件	900円
その他通常はレシート発行と思われる支出	6件	19,045円
合計		81,699円

このことについて、議会事務局職員に事情聴取したところ、「村上議員が、平成23年4月初旬に、収支報告書関係一式の原本を提示され、議長への提出前の事前確認を要望された。領収書等が添付された支出伝票全てを事務局職員2名が確認し、その書類を議員に返還した後、選挙の時期でもあり、領収書原本を含む収支報告書関係書類全てを紛失された。パソコンに保存されている出納簿をもとに、再度書類を作成され、可能な限り領収書の再発行をして議長へ提出された。」旨の回答がなされた。

さらに同議員に文書で照会したところ、「23年4月初旬に、早い段階でまとめた収支報告書関係書類の原本一式を事前に議会事務局に確認してもらった後、その保管場所である議員控室で、改選時期を前に4年間保存してきた膨大な資料等を多くのボランティアとともに整理、処分した。自身が目を通し、確認を終えたものだけを処分場所へ運んでもらったつもりであったが、結果的に自身の指示、確認が甘く不十分であったため、収支報告書関係書類を紛失してしまった。数日間大がかりに探したが見つからず、残っていた支払のデータを基に、支払先に事情を説明し、領収書の再発行に努めた。理解は得られてもシステムの仕組み上、再発行ができないケースもあった。政務調査費支出の市民への説明義務は十分認識しており、大きな責任を感じる。」旨の回答がなされた。

本件条例第6条第4項では、収支報告書と併せて政務調査費に関する「領収書等の証拠書類」の写しを議長に提出するよう定め、本件規程第5条では、議員が収支報告書及び領収書を、提出期限の日から起算して5年間保管しなければならないと定めている。

本来であれば、重要な証拠書類である領収書を全て紛失したということは保管義務を怠ったということになる。

しかしながら、正式に提出する前に複数の議会事務局職員が領収書原本の存在を認めていること、不適切な処理がないか前もって議会事務局職員に確認を依頼し、政務調査費の適正支出に真摯な姿勢が認められたこと、出納簿として、入力番号、支出科目、支払日、金額、支払先、内容、支払番号が全てデータとして保存されていたこと、さらに、このデータを基に、全支出102件中63件の再交付が可能となったこと、以上のことを総合的に勘案すれば、本件支出の領収書の添付がないことに関し、「やむを得ない理由」が存在しない、とまではいえない。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

- b 請求人は、「年間のガソリン代が間違っ多額で支出されているので、正しい額との差額の返還を求め。」旨主張している。

ガソリン代は、調査研究費として認められており、使用金額の2分の1まで、又は月間走行距離の2分の1によることができ、1km当り37円として算出することとされている。村上議員が用途基準に則り作成している政務調査費・運行記録表は下表のとおりである（A～Cのみ記録表からの抜粋）。

	A	B	C	C'
年月	月間走行距離(km)	支払対象走行距離(km) (月間走行距離の1/2)	月間政務調査燃料代 (支払対象走行距離×37円)	上限額
4月	895	448	¥16,558	¥16,576
5月	1,005	503	¥18,593	¥18,611
6月	668	334	¥12,358	¥12,358
7月	705	353	¥13,043	¥13,061
8月	668	334	¥12,358	¥12,358
9月	751	376	¥13,894	¥13,912
10月	778	389	※ ¥8,066	¥14,393
11月	768	384	¥14,208	¥14,208
12月	948	474	¥17,538	¥17,538
1月	1,022	511	¥18,907	¥18,907
2月	913	457	¥16,891	¥16,909
3月	1,564	782	¥28,934	¥28,934
年間計	10,685	5,343	¥197,673	¥197,765

まず、この表でCの項の年間計として記載されている197,673円が、同議員が政務調査費から支出した額である。請求人はCの項の4月から3月までを合計したところ、年間計として記載されている197,673円ではなく191,348円であるとして、その差額の6,325円の返還を求めている。

同議員はCの項を(A×1/2×37円)として計算後、四捨五入して算出しており、また、10月は8,066円と記載しているが正しくは14,393円であり、大きく違っている。

しかし、そもそも政務調査燃料代の上限は、(B×37円)として算出したCの項のとおりであり、その年間計の197,765円が政務調査費から支出できる上限である。

したがって、本件支出額の197,673円は上限額の197,765円以下であるため、結果として請求人の主張には理由が認められない。

ウ 中松健児 議員

請求人は、「23件の支出において領収書の字がまったく読めず、領収書が無いものと同然であるので返還を求める。」旨主張している。

本件支出の事実証明書として請求人から提出された支出伝票は、25枚であったが、重複のものがあり実際は17件であったので、この17件の領収書について確認を行った。

本件支出17件の内訳は下記のとおりである。

印刷代	6件	614,821円
配布・封入作業、郵送料	3件	115,550円
書籍代	2件	7,140円
事務用品代	2件	6,728円
駐車料	2件	1,700円
交通費	2件	550円
合計		746,489円

確認の結果、監査実施に当り議会事務局から借用した書類において、17件のうち11件は領収書の内容を判別することができ、それぞれ適正な支出であることを確認した。残りの6件のうち、「配送・郵送料」の支出1件については、支出伝票の支払年月日が領収書の日付と相違していたが、領収書の内容は判別することができ、支出自体は政務調査費として適正であると認めた。「事務用品代」の支出1件については、日付の「日にち」のみ不明瞭ではあるが、その他の部分は金額を含め判別することができ、支出伝票の用途と合致する可能性は極めて高いと考えられることから、適正な支出と認めた。「市議会だより印刷代」の支出1件については、但書の「市議会だより」以下の文字が不明瞭ではあるが、その他の部分は金額を含め判別することができ、領収書の発行者も出版業であることから、支出伝票の用途と合致する可能性は極めて高く、適正な支出と認めた。

適正な支出と判断できない、領収書の金額が不明瞭であった3件の支出は以下のとおりである。

(科目)研修費(支払年月日)平成 22 年 10 月 20 日(金額)1,200 円(内容)駐車料金
(科目)研修費(支払年月日)平成 22 年 10 月 21 日(金額) 500 円(内容)駐車料金
(科目)広報費(支払年月日)平成 23 年 1 月 3 日(金額)4,978 円(内容)インクセット

上記の 3 件について、中松議員に領収書原本の提示を文書で求めたところ、議会事務局から、平成 24 年 4 月 17 日に当該駐車料金 2 件分及びインクセット代相当額を同議員が熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。したがって、本件支出については、請求の理由がない。

エ 下川 寛 議員

a 請求人は、環境書籍代について、「添付することが義務付けられている領収書を、カード決済であることを理由に支払証明書に代えているが、書籍名も不明であり、他の証明方法があるから、やむを得ない理由にはあたらないので返還を求め。」旨主張している。

環境書籍代は、支払証明書によると日経エコロジーの購読料で、平成 22 年 8 月 10 日に 36,800 円が資料購入費から支出されている。請求人は無いと主張していたが、支払証明書に「参考資料 支払 23 に添付」と記載があり、その箇所をみると平成 22 年 8 月 10 日のカードの支払明細が添付されており、これにおいて、本件支出があったことを確認した。

日経エコロジーの購読について下川議員に文書で照会したところ、環境関連の法令改正や新規立法動向、国内外の環境保全活動の先進事例、環境保全現場での問題点、学識者の意見などが掲載されており、本市の環境政策の立案、審査のうえでの情報源として有効である、旨の回答がなされた。

以上のように、本件支出の支払明細が添付され、議員が行う調査研究活動のために必要な図書として、その必要性も認められることから、請求人の主張には理由が認められない。

b 請求人は、スキャナ代について、「平成 20 年度もスキャナの購入があり、同じものを何台も必要だとは考えられないので返還を求め。」旨主張している。

調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費として、スキャナ代は、平成 22 年 8 月 9 日に 21,800 円が資料作成費から支出されている。

このことについて下川議員に文書で照会したところ、スキャナの必要性、使用目的について言及のうえ、平成 20 年度に購入したスキャナとの性能の違い、使用目的の違いについて回答がなされた。

この回答によると、20 年度に購入したものは据え置き型のスキャナであり、本件支出に係るスキャナは小型軽量の可搬型のものであること、前者に比べ後者は作業能力は劣るものの、視察出張時に携帯し、入手した資料を出張期間中に電子化することが可能であり、効率的な時間活用に有益であるというものであった。

以上のことから、市政の調査研究活動のために必要な経費の支出として合理性ないし必要性が認められることから、請求人の主張には理由が認められない。

- c 請求人は、メモリ・タッチペンについて、「政務調査に必要不可欠なものとは考えられないので返還を求め。」旨主張している。

メモリとタッチペンは、平成 22 年 8 月 19 日に、合計 4,979 円が事務通信費から支出されている。

このことについて、下川議員に文書で照会したところ、メモリとタッチペンについて、その必要性、使用目的について言及のうえ、具体的な購入理由の回答がなされた。

この回答によると、メモリについては、政務調査に要する様々な資料を市職員とパソコン間でやり取りする際などに使用しており、資料の増大に伴って、それまで使用していたメモリが容量不足となったために、本件支出に係る、大容量のメモリを買い足したものの、タッチペンについては、自身が所持している政務調査専用のスマートフォンの文字入力用に、高額な純正品に代えて、本件支出に係る、汎用品を購入したもので、いずれも市政の調査研究活動のために必要な経費の支出として合理性ないし必要性が認められる。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

- d 請求人は、宣伝グッズ購入費について、「政務調査に必要不可欠なものとは考えられないので返還を求め。」旨主張している。

宣伝グッズ購入費は、宣伝グッズ見本の購入ということで、平成 22 年 7 月 5 日に、4,830 円が資料作成費から支出されている。

このことについて、下川議員に文書で照会したところ、購入したものと、その使用目的について回答がなされた。

この回答によると、購入したものは加藤清正公名入りのマグカップ、扇子、フェイスタオルであり、名古屋城の視察調査の際に購入したものである。熊本城で清正公ゆかりのお土産やグッズを購入したいが、なかなか見つからないという市民の声を受けて、経済委員会などでその要望をしたが実現が見られない中、視察先の名古屋城にて、本件支出に係るグッズが販売されていたために、見本品として購入、今後の活動のために保管していること、政務調査費での購入とは別に、個人負担にてこれらを購入し使用しているというものであった。

同議員の説明内容から検討すると、市政の調査研究活動のための支出として、不相当であって明らかに合理性、必要性がない、とまではいえない。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

- e 請求人は、マニフェスト大賞授賞式出席費用及び同レセプション代について、「報告書では成田の下水システム現地視察にも行ったことが記載されているが、按分がされておらず、目的は授賞式出席であると判断した。受賞式及びレセプションにおいて他都市議員との情報交換があったとしても、それは授賞式参加のついでに行われたものであり、政務調査とは考えられないので返還を求め。」旨主張している。

本件支出は、下川議員の平成 22 年 11 月 4 日から同年 11 月 6 日までの国内調査に係るものであり、104,400 円が調査研究費から支出されている。請求人はマニフェスト大賞授賞式出席費用が 104,400 円、レセプション代が 2,000 円と措置請求書に記載しているが、支出伝票によれば、レセプション代を含めて「成田・東京調査旅費」104,400 円となっている。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、成田での下水道処理システム視察を含めた旅費行程とマニフェスト授賞式及びレセプション出席の意義とその内容について、詳細な回答がなされた。この回答は、授賞式として表彰状を受け取るだけにとどまらず、全国で認められた優秀な政策を見聞し、この機会に発案者に聞き取り調査ができたこと、レセプションは、政策提案者である各地の議員や、通常なかなかアポイントが取れない大学教授やシンクタンクの研究者である審査員と効率的に意見交換ができる場であること、充実した政務調査となると考えられることから、今後も受賞の有無にかかわらず参加していきたい、というものであった。

請求人は、「授賞式」「レセプション」という表面的な言葉だけを捉えて、政務調査とは考えられないと主張しているが、市政の調査研究活動であるか否かは、その目的と内容が市政との関連性を有しているかどうかを個別的にみて判断されるべきものであると考える。

本件支出に係る国内調査には、市政との関連性や調査研究活動としての必要性が認められ、また、目的が明確に記載された出張記録書も作成されており、現地交通費など、調査に要した経費の領収書等も添付されていることから、何ら疑義を生じさせるものは認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由が認められない。

オ 藤山英美 議員

請求人は、「市政報告会に使用した会場は、会場費が高額で、その雰囲気から考えても適当とはいえない。安価で近い公共施設で行うべきであり、返還を求める。」旨主張している。

「ホテル夢しずく」市政報告会会場費は、藤山議員が平成 22 年 7 月 25 日に阿蘇に所在する「ホテル夢しずく」で実施した市政報告会の会場使用料として、広報費から同日 30,000 円が支出されている。また、「火の国ハイツ」市政報告会会場費は、同議員が平成 22 年 12 月 23 日に実施した市政報告会の会場使用料として、広聴費から同日 50,000 円が支出されている。

このことについて同議員に文書で照会したところ、「ホテル夢しずく」を選定した理由について、市政報告会及び意見交換会として地域の婦人会会員、公民館講座生、自治会関係者等と行った現地視察の際の昼食と意見交換の場として、視察コースの途中にある当該施設を使用したもので、送迎代を含んだ会場使用料であること、自身の住まう地域が、阿蘇の地形と深く関わりを持っており、地域に潜む断層の危険を実感してもらうために阿蘇の現地視察を行った、旨の回答がなされた。

さて、本件支出に関して、広報費の使途基準では、「議員の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告し、又は広報するために要する経費」を対象としている。同議員によれば、自身のライフワークと関係があるとする視察先においても、同行した地域住民と意見を交換したとのことである。しかし、視察先は阿蘇の白川水源や俵山であり、そのために市内から到着に1時間以上も要する市外の会場を選択し、会場で昼食を含めて1時間半の意見交換会実施に要した費用と現地視察を含めた送迎代を、広く一般の人を対象に行うべき市政報告会に要する経費として、政務調査費から支出することは合理性を欠くといわざるを得ない。

しかしながら、議会事務局から、平成24年5月1日に当該会場使用料相当額を同議員が熊本市に返還したとの連絡があり、同日、当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出については、請求の理由がない。

次に、「火の国ハイツ」市政報告会会場費について、同会場を選定した理由については、参加者が約100名で日曜日の開催でもあり、他の会場の手配が困難であったこと、高齢者を含めた大勢の参加者の送迎も可能であったことが挙げられた。

当該市政報告会は、定例市議会における自身の一般質問の内容を詳細に報告するとともに、参加者の意見を聴き、今後の取組みについて相互に考えることを目的として実施されていることから、市政との関連性が認められた。

請求人は、会場費が高額であると主張しているが、本件支出に係る会場は、議員によれば、正規料金が送迎代込みで3時間50,000円であるとの回答であった。

確かに請求人の主張のとおり、政務調査費を支出するうえで、経済性に配慮することは必要である。しかしながら、その支出額だけを捉えるのではなく、本件支出に係る会場については、その開催日や参加者、参加者の数、目的などを個別具体的に考えるものである。そして、それは基本的には議員の裁量に委ねられている。

これらのことからすると、本件支出は市政との関連性が認められ、極めて不相当あるいは著しく高額であるともいえず、その必要性や合理性を欠くことも認められない。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

カ 日和田よしこ 議員

請求人は、熊本むくげの会会費について「研修団体の会費は、団体の運営費としても使われることから、使途基準に違反していると考えられるので返還を求める。」旨主張している。

本件は、他の団体の開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費として、平成22年7月22日、同年9月22日、同年12月16日、平成23年3月24日にそれぞれ5,000円が研修費から支出されている。請求人は27,000円と措置請求書に記載しているが、政務調査費からの支出は合計20,000円である。

本件支出は、支出伝票に添付された領収証には、熊本むくげの会「研修会会費」と記載されており、支出伝票によれば「参加費」とされている。

使途基準では、研修費について、研修団体への年会費は、請求人の主張のとおり、会の運営費に使われるため認められないとしているが、政務調査に該当する研修会の参加費は認めるとしている。

このことについて、日和田議員に文書で照会したところ、本件支出は、上記の団体が主催した研修会の参加経費であること、研修の内容は日韓交流の正しい理解、本市の国際交流発展のために有意義であること、自身も韓国蔚山市への市議会訪問の報告を会場にて行ったことなどの回答がなされた。

以上のことから、本件支出については、その実態からすると使途基準に合致しない理由はなく、請求人の主張には理由が認められない。

キ 高島和男 議員

請求人は、「熊日情報文化懇話会会費は、個人のスキルアップのための費用であり、使途基準に違反していると考えられるので返還を求める。」旨主張している。

本件会費は、平成 22 年 4 月 27 日、同年 7 月 27 日、同年 10 月 13 日、平成 23 年 1 月 12 日に各 22,050 円、合計 88,200 円が研修費から支出されている。

1 回の支出に係る会費は 3 か月分で、月会費 7,350 円である。支出伝票に添付されている「熊日情報文化懇話会のきまり」によれば、毎月 1 回の講演会・食事会の参加、毎週 1 回共同通信社制作の「政経週報」を受取ることができる。

研修費の使途基準は前記「[3]カ」で述べたとおりである。高島議員は、当会の入会金は使途基準に則り個人で負担しているため、本件支出に係る講演会・食事会が政務調査に該当するものか否かを判断することとする。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、当会の趣旨は、社会において適切な判断と総合的な対応の指針となる情報について、講演会を通じて学ぶことができるということ、自身が、各分野のエキスパートである講師から、あらゆる情報を集め、それらを取捨選択して調査研究していたことに言及のうえ、講演の演題と講師の一覧が提出された。

この一覧によれば、

- 「今、働いている文化 - 地方と文化が国をつくる - 」
- 「地域からの経済再生と雇用創出」
- 「電気自動車と太陽光発電による『燃やさない文明』の提言」
- 「国際情報の行方と日本経済」
- 「九州新幹線鹿児島ルート全線開業の効果と課題」
- 「日本の海洋安全保障と国境問題～中国の海洋戦略と野望」

など、市政との関連性や調査研究活動としての必要性がない、とはいえないものと認められる。また、政務調査に該当する研修会の食事会であれば、講師等と意見交換のための交流会としてみなすことができ、使途基準では、その交流会経費の上限を 5,000 円としていることから、講演会、食事会、機関紙代合計で 7,350 円という額は、政務調査費の支出として認められる範囲であると考えられる。

以上のことから、本件支出については、使途基準に合致しない理由はなく、請求人の主張には理由が認められない。

ク 田尻善裕議員

- a 請求人は、マニフェスト大賞授賞式出席費用及び同レセプション代について、「受賞式及びレセプション出席は政務調査とは考えられない。他都市議員との情報交換があったとしても、それは授賞式参加のついでに行われたものであるので返還を求め。」旨主張している。

本件は、平成 22 年 10 月 29 日に、マニフェスト大賞授賞式及びレセプションの参加旅費として 45,000 円が調査研究費から支出されたものと、平成 22 年 11 月 5 日にマニフェスト大賞レセプション参加費として 2,000 円が研修費から支出されたものである。

このことについて、田尻議員に文書で照会したところ、マニフェスト大賞授賞式及びレセプション出席の意義と内容について具体的に回答がなされた。回答によれば、全国の議員たちが取り組んでいる議会改革や政策提言を調査し、また、有識者によって評価される政策とはどのようなものか、今後の議会改革や政策実現に役立たせるポイントを知るために有益であるということ、レセプションでは受賞者から直接、受賞に係る「市民への説明会開催の手法」などを聞き、レセプションの開催時間一杯を他都市の議員達との意見交換に使った、というものであった。

以上のことから、本件支出に係る国内調査及びレセプション参加には、市政との関連性や調査研究活動としての必要性が認められ、また、出張記録書も作成されており、領収書も添付されていることから、何ら疑義を生じさせるものは認められない。

したがって、請求人の主張には理由が認められない。

- b 請求人は、「支出伝票に記載された『まちなかW I F I 調査機器』について、支払先にも尋ねたが、そういう名称の機器は存在しない。『W I M A X (高速無線 L A N) まちなかW I F I 実験調査機器』とインターネット接続料の支払先については、支出伝票では支払先が『W I M A X』とされているが、そういう会社は存在せず、領収書の添付もない。存在しない機器への支出、実態の分からないものへの支出は違法であり返還を求め。」旨主張している。

『まちなかW I F I 調査機器』とされているものは、平成 23 年 2 月 5 日に、資料購入費から支出されており、措置請求書に記載された 58,000 円ではなく、58,800 円である。また、『W I M A X (高速無線 L A N) まちなかW I F I 実験調査機器』とされているものは、平成 23 年 2 月 11 日に、事務通信費から 9,850 円支出されている。インターネット接続料は、平成 23 年 2 月 28 日、同年 3 月 31 日にそれぞれ 10,514 円、8,960 円が事務通信費から支出されている。

このことについて、田尻議員に文書で照会したところ、本件支出に係る 2 つの機器の正式名称及びその機能並びに 2 つの機器とインターネット接続の政務調査における必要性及び使用目的について具体的な回答がなされた。

『まちなかW I F I 調査機器』とされたものの正式名称は、『M B 293 J / A

Pad W I - F I 32GB - J P 』、『W I M A X (高速無線LAN) まちなかW I F I 実験調査機器』とされたものの正式名称は『モバイルW I M A X ルーター』とのことである。

一般的に前者は「Pad (アイパッド)」、後者は「ルーター」と呼ばれるもので、辞書によれば前者は「タブレット型 (ペンや指などで画面に入力する方式) の携帯端末」、後者は「異なるコンピューターネットワーク間を接続する通信機器」などとなっている。

当該2機器については、以後Pad、ルーターと表記することとし、まず、請求人が分からないと主張する、これらの支出の実態を明らかにしたい。

監査実施に当り議会事務局から借用した書類において、本件支出にかかるPadの領収書を確認したところ、請求人の主張のとおり但書の記載はなかった。宛名は薄い写りではあるものの同議員の名字が判別でき、確認した機器の価格帯と相当の表示額であり、発行者もPadの取扱店であることから、Padである可能性は極めて高いと考えられた。

ルーターとインターネット接続料の支出伝票には、請求人の主張のとおり、支出先は「W I M A X」とされていて、領収書の添付はなかったが、「カードご利用明細」が添付されていた。ルーターの方の利用金額欄の表示額は、確認した機器の価格帯と相当で、「通信機器代金」との印字があった。利用先は、モバイルW I M A X 技術を用いて全国でサービスを展開している通信事業者名であり、ルーターの代金である可能性は極めて高いと考えられた。また、インターネット接続料の方も「ご利用料金」と印字されていて、利用先はルーターと同じ通信事業者名であった。

なお、同議員が、支出先を「W I M A X」としたのは、この通信事業者が提供する通信サービス名に「W I M A X」の文字が入っていることによるものと推認された。

これらのことから、支出伝票の記載は正確ではないものの、Pad、ルーター及びインターネット接続料について、支出があったことは認められた。

次に、Pad、ルーター及びインターネット接続の政務調査における必要性と使用目的についてであるが、同議員によれば、情報のやり取りにおいてPadとルーターは、電波を受信する機器、発信する機器で、どちらも欠くことができないこと、これらを使用して調査するためには、インターネット接続料金が必要であることに言及のうえ、自身の政策提言である「まちなか (中心市街地) W I - F I 化計画」において、商店街関係者とともに、商店に置いたW I - F I アンテナから発生する電波がアーケードの中で届く距離を測定する調査のためにPadを購入したものであり、その調査の結果、W I - F I アンテナがどの程度の間隔で必要になるのか判明したということである。

また、測定機器としての使用だけでなく、情報通信の利便性の高いW I - F I 環境整備の先進地へ赴き、現地でルーターも伴って接続テストを行うとともに、様々な情報の提供方法や内容などを調査のうえ、これらを基に、災害時に有効な施策を思考中であること等回答があった。

ITやICTと呼ばれる情報通信技術が、急速に普及を来たしてきた現代社会において、リアルタイムに最新の、かつ大量の情報を得ることができる、これら Padやインターネットを活用して行われる議員の調査研究活動も、その一つの態様として認められるものとする。同議員は、過去の市議会定例会等においても、これらの機器を活用した調査の結果、W I - F Iの環境整備についての提案や質問を行っている。

このように、本件支出に係る機器等の使用目的、活動の成果などからして、市政の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性が認められる。支出伝票の品名や支出先の記載が正確ではないことだけをもって、支出そのものが使途基準に違反するものということとはできず、請求人の主張には理由が認められない。

なお、本件支出に係る Padの支出科目については、資料購入費ではなく、IT関連機器の購入として、ルーターと同様、事務通信費が適当と判断した。また、

Padの取得価格は50,000円以上で使途基準上備品であり、規定に則った適正な管理を求める。

- c 請求人は、携帯電話料金について「年間466,427円という金額は、常識的にも高額過ぎる。会社の営業担当者であっても、このように高額にはならないので返還を求める。」旨主張している。

携帯電話料金は、調査研究活動のために必要な通信・通話料として事務通信費から年間を通じて月末に支出されており、月ごとの支出額は以下のとおりである。

4月	32,220円	5月	26,934円
6月	27,590円	7月	42,713円
8月	26,580円	9月	29,769円
10月	38,141円	11月	48,153円
12月	47,553円	1月	47,062円
2月	45,732円	3月	53,980円

本件規程に基づき田尻議員から議長宛に提出された政務調査費事務所等届では、本件支出に係る携帯電話の番号を政務調査専用電話として届けられており、支払先が発行した支払証明書において、本件支出は、この政務調査専用電話に係る料金であることが認められた。

このことについて、同議員に文書で照会したところ、市議会議員の仕事に対する自身の考え方、地域の問題点の解決、経済活性化のための調査、東アジア交流のための橋渡し等多方面の活動を行っていることに言及のうえ、携帯電話での調査の内容は主に中国映画撮影の誘致、中国からの観光客誘致に関するものであること、先方が無料通話できる環境のときは、それを利用することに心がけていること、携帯電話だけを通信手段としているのではなく、メールなども当然に利用していることなどについて、回答がなされた。

同議員の回答をふまえ、本件支出について、前述の『3 判断(2)「本件各支出が本件条例等で定める使途基準に違反しているか否か」』についての判断の基準

について』に照らせば、調査研究活動の方法や態様については、基本的には議員の裁量に委ねられていることから、市政との関連性が認められないとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、その必要性や合理性を欠くことが明らかに認められる場合はともかく、これらのことが認められない場合は、本件用途基準に違反しているということとはできないものとする。

さらに、本件用途基準では、電話料金の上限は定められていない。

このようなことから、本件支出に関し、国際電話使用料を含めて年間 466,427 円、月平均 38,869 円の電話料金が、極めて不相当あるいは著しく高額であって、明らかに市政との関連性が認められないものということとはできず、請求人の主張には理由が認められない。

ケ 会派くまもと未来 7 議員

(田中敦朗議員、田中誠一議員、重村和征議員、大石浩文議員、田尻善裕議員、藤山英美議員、下川寛議員)

請求人は、会派くまもと未来所属の 10 議員のうち、上記 7 議員が支出した、マニフェスト策定支援に関する業務委託料について、「支出された額は、平成 21 年度の政務調査費に関する住民監査請求の結果通知文で監査委員が用途基準に合致すると示した額を超えており、その超えて支出した額は政務調査費とはいえないので返還を求める。」旨主張している。

本件支出は、会派くまもと未来が平成 21 年度に発注し、平成 22 年度に完了したマニフェスト策定支援に関する業務委託に係る経費(総額 1,990,000 円、会派議員一人当たり 199,000 円)のうち、平成 21 年度に一部政務調査費から支払った額(一人当たり 100,000 円)を除く平成 22 年度の支出分である。マニフェスト「がまだす宣言」に掲載のある 10 議員のうち、7 議員が広報費、調査研修費及び資料作成費から一人当たり 34,806 円を支出している。

請求人の主張のとおり、各議員が支出した額は、前回、平成 21 年度の政務調査費に関する住民監査請求に係る監査の結果において、監査委員が当該業務委託料のうち、政務調査費と認めるとして示した額を考慮していないものである。

すなわち、監査委員が前回、会派の団長である下川議員からの回答書と綴り「メタ・マニフェスト」を含めた提出物及び同議員の事情聴取時の発言内容等諸般の事実をふまえ、総合的に検討し当該業務委託の主要な成果品と判断した政務調査広報誌マニフェスト「がまだす宣言」において、市政の調査研究活動との関連性を認められた紙面割合をもとに算出した、用途基準に合致する一人当たりの額(116,017 円)から、平成 21 年度に支出した額(100,000 円)を差し引いた、平成 22 年度に支出可能な額(16,017 円)を超えた額が支出されている。

よって、16,017 円を超えて政務調査費から支出した額については、次表に示したとおり、本件用途基準に違反することとなる。

氏名	委託料 (円)	本件用途 基準に合致 する額	21年度政務 調査費から の支出額	22年度政務 調査費から の支出可能額	22年度政務 調査費から の支出額	本件用途 基準に違反 する額
田中敦朗 議員	199,000	116,017	100,000	16,017	34,806	18,789
田中誠一 議員	199,000	116,017	100,000	16,017	34,806	18,789
重村和征 議員	199,000	116,017	100,000	16,017	34,806	18,789
大石浩文 議員	199,000	116,017	100,000	16,017	34,806	18,789
田尻善裕 議員	199,000	116,017	100,000	16,017	34,806	18,789
藤山英美 議員	199,000	116,017	100,000	16,017	34,806	18,789
下川 寛 議員	199,000	116,017	100,000	16,017	34,806	18,789
合 計						131,523

しかしながら、議会事務局から、大石浩文議員が平成24年5月8日に、田中誠一議員、重村和征議員、田尻善裕議員及び藤山英美議員にあっては同年5月10日に当該違反する額を熊本市に返還したとの連絡があり、各日に当該返還の事実を確認した。

したがって、本件支出について、返還を求める額は、田中敦朗議員及び下川寛議員それぞれ18,789円となる。

コ 会派くまもと未来 7 議員

(田中誠一議員、重村和征議員、大石浩文議員、田尻善裕議員、藤山英美議員、下川寛議員、田中敦朗議員)

請求人は、「マニフェスト『がまだす宣言』」に係る費用は、策定支援に関する業務委託(以下「策定支援業務委託」という。)料として総額1,990,000円、会派議員1人当たり199,000円として計算され、支払いは全て終了したはずである。今回、6議員が同誌の企画制作デザイン料として、策定支援業務委託料とは別に政務調査費から支出していたが、新たな作成であるならともかく、同じ案件で二度も膨大な額の支出は納得できない。よって、企画制作デザイン料として支出した額の返還を求める。」旨主張している。

本件支出は、前記「[3] ケ」でも示した、会派くまもと未来が作成したマニフェスト『がまだす宣言』の企画制作デザイン料(総額980,000円、会派議員一人当たり98,000円)のうち64,000円を、同誌に掲載のある10議員のうち7議員が広報費、調査研究費及び資料作成費から支出したもので、支払先は策定支援業務の委託先と同じA社である。

なお、請求人は措置請求書において6議員を挙げているが、監査の途上で田中敦朗議員も支出していることを確認した(詳細は次表のとおり)。

氏名	支出科目	支出額(円)	支出日
田中誠一 議員	調査研究費	64,000	平成22年9月10日
重村和征 議員	広報費	64,000	平成22年8月10日
大石浩文 議員	調査研究費	64,000	平成22年10月8日
田尻善裕 議員	広報費	64,000	平成22年10月20日
藤山英美 議員	広報費	64,000	平成22年9月21日
下川 寛 議員	広報費	64,000	平成22年9月16日
田中敦朗 議員	資料作成費	64,000	平成22年10月13日
合計		448,000	

本件支出について、同会派を代表して団長の下川議員に文書照会及び直接事情を聴取したところ、同議員から、本件企画制作デザインの委託内容、策定支援業務との違い、委託先を策定支援業務と同じA社とした経緯などについて詳細な回答がなされた。

また、A社がデザイン会社と原稿についてやりとりした書類の一部とデザイン会社の見積書、A社がデザインを担当したB氏にデザイン料として金融機関に振込んだ際の「お振込金受取書」及び「カードご利用明細」の写しが提出された。

この写しにより、A社が会派議員から領収した企画制作デザイン料相当額を平成22年9月13日及び同年10月14日の2回に分けて、B氏にデザイン料として支出したことが認められた。

次に、請求人は、同じ案件で二度の膨大な支出は認められないと主張していることから、本件支出に係る企画制作デザイン業務と策定支援業務との違いと、その支出額について考察することとする。

同議員の回答は、

- ・ 策定支援業務は、「最終表現形態に向けたデザイン作業において、デザイナーと各議員の仲立ちとして、デザイン・編集作業をコーディネートする」ところまでで、企画制作デザイン業務は、「最終的な印刷物としての具体的なデザイン」の委託である。
- ・ 策定支援業務の発注をする時点では、最終的なデザインの依頼の想定はしておらず、策定支援業務の受託業者であるA社との作業の途上で、市民の目に留まりやすく、手にとって内容を見たくなるものを作成すべきという考えが発生し、別途、デザインを委託したもの。
- ・ この政務調査広報誌を多くの市民にご覧いただかなければ、作成した費用対効果がないものとなる。全国的にも政務調査費を使用して、同様に漫画化して分かりやすく市民に訴える政策集が散見されている。
- ・ 最終的なデザインを依頼する際に、それまでアドバイスをいただいているA社にも参加してもらう必要があったため、会派としてはA社を通してデザインの委託を行った。
- ・ 作成支援が1,990,000円、企画制作デザイン料が980,000円、合計2,970,000

円の委託契約は高額とはいえず、むしろ低額であったと考える。

- ・ 各議員の政務調査費からの支出額は、昨年の策定支援業務委託料の支出についての監査委員の考え方にもとづいて按分した。

というものであった。

同議員の回答のとおり、確かに策定支援業務委託の注文書では、業務内容の1つに「成果品の構成及びデザインの指導助言」との記載があり、成果品の最終的なデザインを委託しているものといえるものではなかった。また、策定支援業務委託の注文請書の日付は平成21年7月17日であり、デザイン会社の見積書の日付は平成22年3月3日であることから、策定作業の途上でデザインの委託が発生したことが伺え、当該デザイン業務は、A社への追加委託であると推認される。

さらに、各議員のA社からの領収書をみると、デザイン料の内訳は「会派政策集」30,000円、「個別政策詳報」68,000円とされており、この「個別政策詳報」部分の1/2は政務調査費から支出せず、64,000円(30,000円+34,000円)の支出としている。これは前回、監査委員が平成21年度の政務調査費に関する住民監査請求に係る監査の結果において、同誌の中で各議員個人の活動状況及び自己紹介の記載であり、市政の調査研究活動とは認められないとした部分を除いているものと認められる。

以上のことから、同議員の回答をふまえ検討すれば、本件支出にかかる企画制作デザイン料について、市政との関連性が認められないとか、極めて不相当あるいは著しく高額であるとはいえず、本件用途基準に違反するものということとはできない。したがって、請求人の主張には理由が認められない。

4 結論

以上のとおりであるから、主文のとおりとする。

5 監査委員の意見

熊本市議会においては、平成23年度から、車燃料代の上限を定めたり、図書購入の際に書籍名の記載を義務付けるなど、政務調査費の用途基準をより明確にし、透明性の高い政務調査費の支出に取り組まれているところであり、評価するものである。

しかしながら、本件政務調査費の監査を実施した結果、支出伝票等の書類における記載が総じて不十分で、関係議員への照会をして確認しなければ内容が分からない事例や領収書の写りが薄く不明瞭なものが散見された。

議員活動の自主性、自律性は十分に尊重されなければならないことはいうまでもないが、一方で政務調査費が、その財源を住民の経済的な負担に依拠し、地方公共団体の公金をもって支出される以上、その用途の透明性の確保が十分に担保され、市民に対して説明責任を果たすことが求められている。

このようなことから、市民の誤解を招くことのないよう、支出伝票等の書類において、正確かつ分かりやすい記載をされるとともに、感熱紙などの領収書については、時間の経過により印字が消えやすいことから、写しを取って原本とともに保管しておくなど、改善を図られることを望むものである。

熊本市長 幸山 政史 様

熊本市監査委員

堀 洋 一

坂 本 邦 彦

熊本市長に対する措置請求について(勧告)

平成 24 年 3 月 13 日に A から地方自治法第 242 条第 1 項の規定により提出された、熊本市長に対する措置請求について、同年 3 月 16 日にこれを受理し監査を実施した結果、本件監査請求の対象とされた平成 22 年度に交付した熊本市議会政務調査費の一部に、使途基準に合致しない支出があると判断したので、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、下記のとおり勧告する。

記

- 1 田中敦朗議員、下川寛議員に対し、各 18,789 円及びこれに対する平成 23 年 5 月 1 日から返還の日まで年 5 分の割合によって算定した額を熊本市に返還するよう求める措置を講じられたい。
- 2 上記の措置は、平成 24 年 6 月 29 日までに行われたい。
- 3 措置を講じられたときは、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、その旨を監査委員あて通知されたい。